

農業水利施設を活用した小水力等発電に係る主な助成制度

R7.6現在

【ソフト事業】

事業種類	対象者	内容	要件	備考
農業水路等長寿命化・防災減災事業 R1～	都道府県、市町村、 土地改良区その他の農業者等の組織する団体 ※土地改良区連合可	・小水力等発電施設の導入可能性の検討、調査設計、事業効果の算定等の取組を支援 ・補助率 導入可能性調査支援：定額(国) 概略・基本設計支援：定額(国)	・上限額は以下のとおり 導入可能性調査支援 概略・基本設計設計支援 合計で10,000千円/地区	・太陽光も可 ・ソフト単独実施は不可
水利施設等保全高度化事業 R4～R7 (実施計画策定事業)	都道府県、市町村、 土地改良区又はその他都道府県知事が認める者 ※土地改良区連合可	・小水力発電施設の発電用水の確保に係る調査・調整 ・小水力等発電施設の整備に必要な実施計画策定 ・小水力等発電施設の導入に向けた検討、調査 ・補助率：定額(国)	・水利用調整事業計画に定められている地域であること。 ・実施計画策定及び導入可能性調査は事業費200万円以上であること。	・実施計画策定及び導入可能性調査は太陽光も可

【ハード事業】

事業種類	対象者	内容	要件	備考
農山漁村地域整備交付金 (地域用水環境整備事業)	都道府県、市町村、 土地改良区又はその他都道府県知事が認める者 ※土地改良区連合可	・農業水利施設等に電力を供給する小水力発電施設の整備を支援(新設、更新とも可能) ・補助率：1/2(国)	・土地改良施設等の維持管理費の節減が見込まれるもの ・整備する施設の費用が以下を満足すること。 [建設費×発電事業者費用負担率]÷[年間売電収入-年間維持管理費]≤総合耐用年数×1/2	・小水力のみ
水利施設等保全高度化事業 R4～ (水利施設整備事業) 低炭素農業水利システム構築型	都道府県、市町村、 土地改良区又は 土地改良区連合	・低炭素施設整備事業(高効率設備の導入や既存施設の統廃合等による省エネルギー化、小水力等の再生可能エネルギー利用のための整備) ・上記と併せ行う長寿命化対策 ・上記と併せ行う農業水利施設省エネルギー化支援事業 ・補助率：1/2(国)	・受益面積100ha(畑20ha)以上 ※法律補助の場合(予算補助の場合は受益面積要件なし) ・低炭素農業水利システム整備計画を策定すること ・農業水利施設省エネルギー化支援事業を実施する場合は、省エネルギー化対策実施計画を策定すること 等	・ソフトとセットでハード整備も可 ・小水力発電施設の単独整備は可 ・太陽光発電施設の単独整備は不可
農山漁村地域整備交付金 (農村集落基盤再編・整備事業) ※県事業名：農村振興総合整備事業、中山間地域総合整備事業	都道府県、市町村、 土地改良区等	・農村地域における地域資源を活用して農業生産の補完等を行うための施設を整備 ・補助率：1/2(国)	・農村振興基本計画又は、これに準ずる計画(市町村まち・ひと・しごと総合戦略と調和が図られた計画)に即した整備内容であること ・農業生産基盤の整備及び農村生活環境基盤の整備を総合的に行うこと。(ただし、周辺農地の整備が完了又は近い将来完了が見込まれる場合はこの限りでは無い。)	・原則、複数種類の整備が必要 ・太陽光、風力等も可能
農村整備事業(R3新規) (地域資源利活用施設整備事業)	都道府県、市町村、 土地改良区等	・自然エネルギー供給施設であって、土地改良施設や農業農村振興に資する施設を対象に電力を供給する施設の整備及び更新 ・補助率：50%(国) 55%(国)※過疎・特定農山村等 60%(国)※離島	①を満たし、かつ、②又は③を満たす施設の整備・更新 ①を満たし、かつ、②又は③を満たすための施設の機能強化 ①停電時の自立運転機能を有すること ②農業水利施設等への電力の直接供給機能を有すること ③市町村等との協定締結により災害時の非常用電源として地域で活用することが確認されていること	・バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等 ・太陽光は別途要件有
農山漁村振興交付金 【農山漁村活性化整備対策】 (農山漁村定住促進対策型)	都道府県、市町村、 土地改良区等	・農業農村活性化のために整備された施設等に対し、太陽光、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーを供給する施設の整備を支援 ・補助率：1/2ほか(国)	・農業振興地域内の区域又はこれと一体的に整備することが適当と認められる区域 ・地域における温室効果ガスの削減方策等の計画が定められていること ・温室効果ガス排出量の削減目標を設定すること。 ・土地改良施設の維持管理費軽減を目的とする場合は交付対象としない ・固定価格買取制度により売電を行う場合は、交付対象としない	・活性化計画への位置づけが必要 ・太陽光、風力等も可
農業水路等長寿命化・防災減災事業	都道府県、市町村、 土地改良区その他の農業者等の組織する団体 ※土地改良区連合可	・施設の長寿命化対策に資する農業用水路等の整備。農業用排水施設整備と一体的に行う維持管理施設として実施可能。 ・補助率：50%(国) 55%(国)※中山間地域等	・1地区の事業費200万円以上 ・受益者数が農業者2者以上 ・事業工期3年以上	・長寿命化防災減災計画の策定が必要 ・ハードとセットでソフト事業も可能

※ハード事業については、小水力等発電施設の整備が可能な主な事業を掲載。